

京都市における放射能検査の実施状況について

1 事業の概要

平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の放射能漏れ事故により、食品の放射能汚染に対する市民の不安が高まった。食品の放射能汚染に関する市民の安全確保と不安の解消のため、平成23年3月23日から**農畜水産物の放射能検査を開始するとともに、検査結果を数値により本市ホームページで公表**している。

さらに、食品産業等の風評被害を防止するため、**政令市では本市のみの取組として、事業者からの依頼検査を実施**しており、現在は、対象を限定せずに市民からの検査依頼にも対応している。

また、市民向け講習会を開催し、暫定基準値の設定根拠や検査数値の説明を行うなど、放射能と食の安全安心に関するリスクコミュニケーションを積極的に推進している。

なお、平成24年4月からは、より一層の食品の安全と安心を確保するため、国が、これまでの暫定規制値に代わって、新たな基準値を施行することとしており、本市においても、国の新たな基準値に基づき、放射能検査を実施していく。

(参考) 食品の放射能に関する国の新たな基準

暫定規制値 (～H24.3.31)		新たな基準 (H24.4.1～)	
食品群	暫定規制値	食品群	国の新基準
飲料水	200	飲料水	10
牛乳・乳製品	200	牛乳	50
野菜類	500	一般食品(乳製品含む。)	100
穀類			
肉・卵・魚・その他			
		乳児用食品	50

※ 新たな基準値への移行に際しては、混乱が起きないように、米、牛肉、大豆及び米・牛肉・大豆を原料に製造・加工、輸入された食品については、一定の範囲で経過措置期間が設けられている。

2 取組内容

(1) 農水産物に対する放射能検査の実施

- ・ 第一市場に入荷する福島県周辺で生産された農水産物を選び、平成23年3月23日から放射能検査を実施。
- ・ 同日に検査した茨城県産ミズナが暫定規制値(500ベクレル/kg)を超過したため、直ちに第一市場から撤去するよう指示するとともに生産地である茨城県に調査依頼。
- ・ さらに、学校給食に関する保護者等の不安を解消するため、第一市場に入荷する福島県周辺で生産された農水産物について、平成23年6月28日から一部検査を実施。
- ・ これまで132件の検査を実施し、茨城県産ミズナの1件を除き、すべて平成24年4月から新たに設定される基準値(100ベクレル/kg)の範囲内。

【実績】【平成24年3月23日時点】

種類	生産地	品目	検査件数 (うち学校給食用)	暫定規制値 超過件数
農産物	福島県	ナス, キュウリ	2 (0)	0
	茨城県	キャベツ, ハクサイ, ミズナ等	60 (33)	※1
	栃木県	キャベツ, ゴボウ, ミズナ	17 (17)	0
	群馬県	キャベツ, ネギ, ゴボウ等	15 (12)	0
	千葉県	ジャガイモ, ダイコン, ニンジン等	10 (6)	0
水産物	岩手県	ゴマサバ, タラ	3 (0)	0
	宮城県	カツオ, サンマ	6 (0)	0
	福島県	(入荷実績なし)	0 (0)	0
	茨城県	ヒラメ, ハマチ等	5 (0)	0
	千葉県	マサバ, メイタカレイ, イワシ等	14 (1)	0
合 計			132 (69)	1

※平成23年3月23日に検査した茨城県産ミズナが暫定規制値を超過
(放射性セシウム: 560ベクレル/kg)

(2) 牛肉

ア 流通調査【平成24年3月23日時点】

- ・放射性セシウムに汚染された可能性のある稲わら等を与えられた牛の肉の全国的な流通を受けて、市内の流通状況調査を実施。市内で残品を確認した場合は放射能検査を実施。(本市での検査実績5件のうち暫定規制値超過2件)
- ・これまで福島県、宮城県産など184頭分延べ250施設の調査を実施。
- ・本市では、**暫定規制値を超過した牛肉を販売又は提供した店舗に対し、回収や販売中止を指示するとともに、家庭等で保管されている当該牛肉の摂取を阻止するため、販売店名等を公表。**
- ・これまで牛11頭分について、販売店名等を公表。

イ 全頭検査

- ・牛肉の安全性の確保を図り、市民の牛肉に対する不安を解消するため、平成23年9月1日から**第二市場でと畜した牛全頭について放射能検査を実施し、暫定規制値を超える牛肉が流通しないよう、必要な措置を講じている。**
- ・これまで5,862頭の検査を実施し、すべて異常はなかった。

【実績】【平成24年3月23日時点】

検査頭数	主な産地	検査結果
5,862	北海道, 長野県, 京都府 兵庫県, 鹿児島県	検出限界値 未満※ (検出下限値 50ベクレル/kg)

※ 国は250ベクレル/kgを超過した検体は、ゲルマニウム半導体検出器(現在、農水産物検査に使用中)において詳細検査を実施。

(3) 事業者及び市民からの依頼検査の受入

食品産業等の風評被害を防止するために、政令市では京都市のみの取組として、平成23年4月13日から、食品等事業者からの依頼検査を実施。現在では、対象を拡大し、不安を感じておられる市民からの依頼にも対応することとしている。これまでの間、食品等事業者が輸出食品や自社製品の安全性の確認のために利用し、72件の依頼検査を実施したところ、すべて平成24年4月から新たに設定される基準値（100ベクレル/kg）の範囲内。

【実績】【平成24年3月23日時点】

検査件数	主な食品	検査結果
72	酒類、茶、牛乳等	すべて平成24年4月から新たに設定される基準値（100ベクレル/kg）の範囲内。



試料の調製



測定機器

(4) 放射能と食の安全安心講習会

京都市食の安全安心推進審議会の指摘を受け、市民に対し、暫定基準値の設定根拠や検査数値の説明を行うとともに京都市の取組を紹介するため、「放射能と食の安全安心講習会」を開催した。



ア 日 時 平成23年8月27日（土）午後2時～午後4時

イ 開催場所 京都商工会議所3階 講堂

ウ 参加人数 276名

エ 内 容

① 放射線の健康影響について

講師：（独）放射線医学総合研究所放射線防護研究センター運営企画ユニット長 よしださとし 吉田 聡 氏

内容：放射線の基礎と被ばくによる健康影響について説明

② 食品中の放射性物質に関するリスク評価について

講師：内閣府食品安全委員会事務局リスクコミュニケーション官 しんもとえいじ 新本英二氏

内容：食品中の放射性物質に関するリスク評価について説明

③ 京都市での取組について

講師：京都市保健福祉局保健医療課健康危機対策担当課長 辻 尚信

京都市保健福祉局衛生環境研究所生活衛生部門担当課長 川上雅弘

内容：京都市で取り組んでいる食品の放射能検査の実施状況等について紹介

3 今後の予定

市民の皆様の安全安心の確保と放射能に係る食の不安解消に向け、引き続き、福島県及びその周辺県から京都市中央卸売第一市場に入荷する農水産物の放射能検査、第二市場における牛の全頭検査を実施する。

平成24年度については、京都市中央卸売第一市場を通過せず、市内で販売されている食品も含め、検体数を増加して実施するとともに検査対象地域を拡大し検査を実施する。併せて、検査結果を速やかにホームページ等で公表するなど更なる食の安全安心の確保に努めていく。